

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和2年5月12日付けで行った、児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人はおおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

母親（妻）から、請求人のDV、育児放棄、家計への不貢献など事実ではないことを理由とする、突然の離婚の申し出があった。

現在は、母親からのモラルハラスメントもあり、本件子どもらへの影響も鑑み、近所にて別居中である。

しかし、別居後も本件子どもらを預かるほか、母親及び本件子どもらの食費、給食費、習い事の費用など月に10万円分を継続的に負担しており、住宅ローンを併せると18万円になっていることから、母親ら世帯の主たる生計維持者は、母親ではなく請求

人である。

なお、離婚については、条件面で折り合いがつかず、双方代理人をたてて交渉中である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和2年11月30日 | 諮問 |
| 令和3年 1月21日 | 審議（第51回第1部会） |
| 令和3年 2月26日 | 審議（第52回第1部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当（以下「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。
- (2) 法8条1項によれば、手当の支給要件に該当する者は、手当を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について住所地の市町村長の認定を受けなければならないとされており、同条2項によれば、手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支

給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

- (3) 規則 7 条 1 項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとされている。
- (4) そして、規則 10 条によれば、市町村長は、手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。
- (5) 「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成 24 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第 2・1・(6)によれば、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当するものとして取り扱うものであることとされている。
- (6) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 29 年 7 月 19 日付府子本第 586 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22 条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、同 21 条の規定の例により、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、手当の支給事由消滅通知書を受給者に送付することとされている。
- (7) そして、「児童手当 Q & A 集」（平成 25 年 9 月 30 日付厚生労働省児童手当管理室発行）問 6-2 によれば、同一の住所に離婚協議中の父母が世帯分離している場合、児童と同世帯の者を認定することになりますか。もしくは監護・生計維持要件を確認した上での認定になるかとの問いに対し、世帯分離をして

いる場合については、児童と同じ世帯を構成する者を「同居優先」の要件により認定することになりますとし、また、問6-4によれば、「同居優先」が適用される場合の確認書類として取り扱って差し支えない書類として、弁護士等第三者により作成された書類等がこれに当たるとしている。

- (8) なお、局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たるものであり、その内容も本件の適用に関して合理的で妥当なものと認められる。

2 以上を踏まえ、本件処分について検討する。

- (1) 処分庁は、母親からの本件請求に基づき、①住民基本台帳の情報により、請求人世帯については、令和2年4月24日に請求人の単身世帯と母親及び本件子どもらの世帯とに世帯分離がなされていること、②請求人及び母親については、本件申立書及び本件受任通知により離婚協議中であること、③上記1・(5)及び(7)に基づき、母親については、本件子どもらの日常生活の主宰者であり、本件子どもらを監護しているものと、それぞれ認められたことなどから、本件子どもらに係る児童手当を認定し、同年5月分から支給することを決定したものと認められる。

- (2) その上で、処分庁は、請求人の本件手当の受給資格は消滅したとして、規則10条の規定に基づき、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる。

そして、処分庁の本件処分に係る判断は、上記1・(5)ないし(7)に基づくものであると認められる。

- (3) したがって、本件請求を受けた処分庁が、母親について本件子どもらに係る児童手当を認定し、令和2年5月分から支給することを決定した上で、請求人については、本件手当の受給資格が消滅したものと判断し、支給事由が消滅した日を請求人世帯の世帯分離の日である「令和2年4月24日」とし、支給事

由消滅の理由を「主たる生計主宰者の変更」として、職権に基づき本件手当の支給事由消滅処理を行った本件処分は、上記1の法、規則及び法の技術的助言であるガイドライン等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

- 3 請求人の主張（第3）は、要するに、母親ら世帯の主たる生計維持者は、引き続き請求人であるから、本件処分は、違法、不当であるというものである。

しかし、本件審査請求において、請求人のかかる主張を根拠づける証拠は提出されておらず、また、母親について、本件子どもらに係る児童手当が認定されている以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹